

○ 個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（個別事項）

次の事項は、個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第5号及び第6号）として適当と認めます。

事務の名称	個人の類型	個人情報の提供先	提供する個人情報の内容	目的外に提供する理由
<p>臓器移植に伴う児童虐待情報確認事務</p> <p>○子ども女性局 子ども家庭課 ・各子ども相談センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器提供の対象となる可能性のある児童（以下「本件児童」という。） ・本件児童のきょうだい ・本件児童の保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、本件児童の臓器を提供しようとする医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件児童及びそのきょうだいに係る児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間 ・本件児童のきょうだいの不審死及び乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無 ・本件児童の保護者の違法薬物使用に関する情報の把握の有無とその時期 ・本件児童の家庭における配偶者暴力（DV）に関する情報の把握の有無とその時期 	<p>(1) 臓器提供施設は、本件児童が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、児童虐待等に関する情報を関係機関に照会することとされている。当該照会に対し、子ども相談センターが保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>(2) 当該照会に対して、子ども相談センターが保有する児童虐待等に関する情報を提供しない場合、本来行われるべきではない臓器移植が実施されるおそれがあり、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項の趣旨が損なわれることとなる。</p> <p>(3) 臓器提供施設が本件児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、本件児童の意識がない以上、子ども相談センターから、当該情報を収集することが必要であり、かつ、合理的である。</p> <p>(4) 本件児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、子ども相談センターが当該事実に係る個人情報を提供することが必要であり、かつ、合理的である。</p>

